○財務省令第三十一号

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十四号）の施行に伴い、並びに予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百六条第二項及び第百四十四条の規定に基づき、支出負担行為等取扱規則及び歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

支出負担行為等取扱規則及び歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令

（支出負担行為等取扱規則の一部改正）

第一条　支出負担行為等取扱規則（昭和二十七年大蔵省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表甲号 ［本表　略］ 備考　本表区分の主な内訳を示せば、次の通りである。 区分：［略］ 内訳：［略］ 25　保険金の類 厚生年金保険法、健康保険法、船員保険法、労働者災害補償保険法、雇用保険法又は自動車損害賠償保障法に基づく保険給付費、失業等給付費、育児休業給付費又は再保険金	**別表甲号** ［本表　同上］ 備考　［同上］ 区分：［同上］ 内訳：［同上］ 厚生年金保険法、健康保険法、船員保険法、労働者災害補償保険法、雇用保険法又は自動車損害賠償保障法に基づく保険給付費、失業等給付費又は再保険金
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部改正）

第二条　歳入歳出外の国庫内移換に関する規則（昭和三十年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（移換手続） **第二条**　各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、次に掲げる場合において国庫内の移換のため国庫金の払出しをしようとするときは、国庫金振替書（国庫金振替書その他国庫金の払出しに関する書類の様式を定める省令（昭和四十三年大蔵省令第五十一号）第一号書式又は財政融資資金出納及び計算整理規則の規定に基づき財務大臣が定める書式（令和元年財務省告示第四十六号）別紙第二号書式の国庫金振替書をいう。以下同じ。）を発し、これを日本銀行（本店、支店又は代理店をいう。以下同じ。）に交付し、又は送信（財政融資資金出納及び計算整理規則（昭和四十九年大蔵省令第二十二号）第二条第四号に規定する送信をいう。以下同じ。）しなければならない。 ［一～七の二　略］ 八　削除 九　法第百三条の二第五項の規定により、育児休業給付資金を使用するため、同資金に属する現金を雇用勘定の歳入に繰り入れるとき	（移換手続） **第二条**　各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、次に掲げる場合において国庫内の移換のため国庫金の払出しをしようとするときは、国庫金振替書（国庫金振替書その他国庫金の払出しに関する書類の様式を定める省令（昭和四十三年大蔵省令第五十一号）第一号書式又は財政融資資金出納及び計算整理規則の規定に基づき財務大臣が定める書式（令和元年財務省告示第四十六号）別紙第二号書式の国庫金振替書をいう。以下同じ。）を発し、これを日本銀行（本店、支店又は代理店をいう。以下同じ。）に交付し、又は送信（同令第二条第四号に規定する送信をいう。以下同じ。）しなければならない。 ［一～七の二　同上］ 八から十一まで　削除